

## 仕様書

### 1. 件名

旧市川市保健医療福祉センター案内標識撤去修繕

### 2. 目的

市事業の民営化により、不要となった案内標識の撤去を行うもの。

### 3. 施行場所

市川市大野町4丁目2486番2地先 外2箇所

(詳細は別紙標識位置図及び写真参照)

### 4. 施行期間

契約締結日から令和8年2月6日まで

### 5. 業務内容

- (1) 対象となる案内標識（基礎部分を含む）の撤去
- (2) 対象となる信号機に添架された案内標識の撤去
- (3) 撤去後の埋め戻し及び道路舗装
- (4) 廃材の処分

名称	仕様	単位	数量	備考
案内標識板撤去工	※信号機添加式			
案内標識撤去工事費		箇所	2	撤去物処分 共
案内標識撤去工	※基礎ごと撤去			撤去物処分 共
上部撤去工	支柱、板、基礎コンクリート	箇所	2	
鋼杭基礎撤去	2箇所／1日 重機による引き抜き	式	1	
重機回送費		式	1	
撤去後復旧工	アスファルト復旧	箇所	2	
高所作業車借り上げ	9.9m級	台	1	
交通誘導警備員	昼間施工	式	1	

## 6. 作業実施日及び作業時間

発注者と協議の上、決定するものとする。

なお、土曜日・日曜日及び休日は、原則として作業しないものとする。

## 7. 提出書類及び報告書

受注者は、本業務を完了した成果として次に掲げる成果品を発注者に提出するものとする。なお、着手届及び実施計画書については、着手時に提出するものとする。

- (1) 着手届
- (2) 業務計画書
- (3) 業務報告書
- (4) 作業写真（作業中及び作業前後の状況も含む）
- (5) 完了届

## 8. その他

- (1) 施工時における必要な許認可（道路使用許可等）については、受注者の責任で行うものとする。
- (2) 本修繕により発生した廃棄物は、受注者の責任において適正に処分を行い、その根拠を提出すること。
- (3) 発注者は、受注者の業務履行状況が不適当と認めた場合は、その理由を明示し業務の改善を発注者に求めることができる。
- (4) 受注者は、業務の履行に伴って事故が生じた場合には、直ちに発注者及び所轄警察署その他関係機関に報告するとともに応急処置を講ずるものとする。
- (5) 受注者は、この業務の履行に当たり、発注者又は第三者に損害を及ぼした場合は、発注者の責に起因する事由による場合を除いて、その損害賠償の責を負わなければならない。
- (6) 受注者は、業務の履行による個人情報の取り扱いに当たっては個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。
- (7) 受注者は、業務の履行上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならず、かつ、他の目的に使用してはならない。契約終了後も同様とする。
- (8) 業務の履行に当たっては、労働基準法その他関係法令を遵守しなければならない。
- (9) この仕様書に定めのない事項及び疑義の生じた事項は、発注者と受注者がその都度協議の上、決定するものとする。
- (10) 緊急車両の通行においては、生命にかかる可能性があるため、通行に支障がないようにすること。
- (11) 舗装本復旧については、既設舗装箇所との段差等の不具合が生じないようにする

こと。また、詳細については、市川市 道路管理課と協議を実施すること。

- (12) 本修繕箇所②においては、京成バス株式会社と近接している箇所での修繕となる。  
修繕の時期、内容については余裕をもって京成バス株式会社に周知すること。

# 標識位置図

N



市川市靈園

市川大野高等学園

第五中学校

保健医療福祉センター

ガナーズ通り

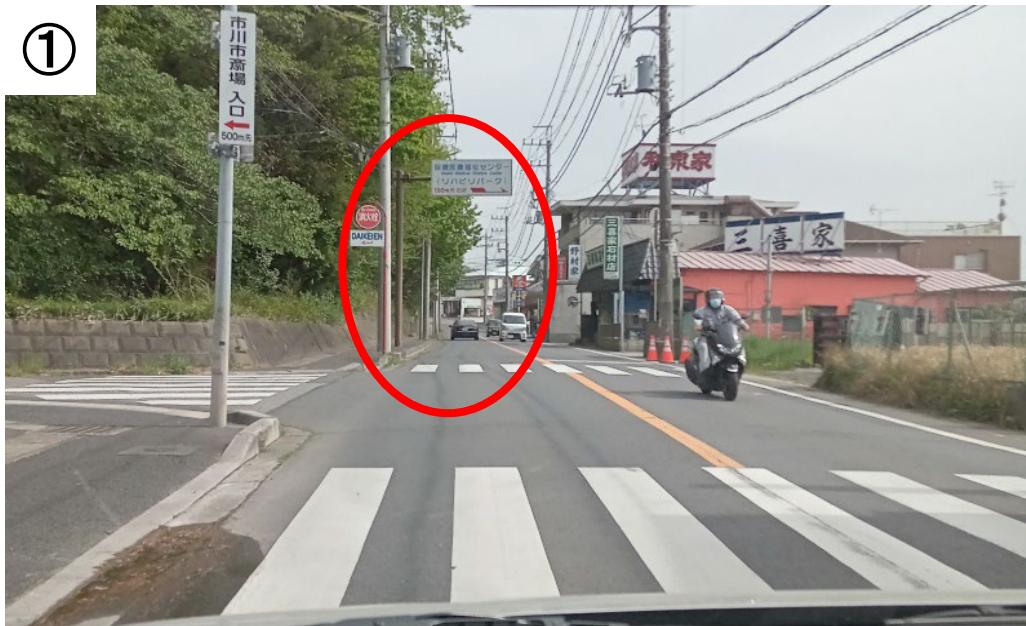
柏井公民館

縮尺 1: 7500

100 50 0 100 200

# 標識写真

①



②



③

